平成２１年（フ）第８１５９号
大阪市西成区花園北２丁目５番12―430号
債務者　倉見　有純
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１６８号
大阪府東大阪市吉田下島22番10号
債務者　太田　直哉
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１７５号
大阪府吹田市山手町１丁目29番16号
債務者　八幡　佳代
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１７６号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番３―902号
債務者　澤井　広志
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９７号
埼玉県熊谷市屈戸91番地６
債務者　新井　正雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４４５号
金沢市長町３丁目５番６号、従前の住所金沢市長町１丁目７番16号
債務者　水木　直子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５２号
石川県白山市深瀬新町36番地１、従前の住所大阪府守口市八雲西町４―30―22
債務者　花山建持こと　金　　建持
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５９号
金沢市高柳町ソ２番地23
債務者　上田　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４７６号
石川県石川郡野々市町字田尻町52番地　ハイツガーデン301号
債務者　大坪みとめ（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４７０号
愛知県犬山市大字橋爪字石畑35番地３　１棟307
債務者　葉山正子こと　兼松　正子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４７３号
愛知県一宮市千秋町穂積塚本字宮西48番地
債務者　武田　好幸
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６９８号
愛知県岡崎市鴨田町字池内94番地５
債務者　杉山　良一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
三重県多気郡明和町大字山大淀1173番地
債務者　高山　睦子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１２６号
兵庫県西脇市野村町1816番地の16
債務者　寺前　信子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３７３号
香川県高松市由良町24番地８
債務者　安部　和美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７００号
高知市福井扇町13番30号　緑マンション
債務者　前田　満雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３１号
高知県南国市大埇甲1180番地11
債務者　尾立　莉奈
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所破産係